

各種支援制度 ハンドブック

2024年度版



南富良野町

目 次

○住宅分野

1. 住宅建設等促進及び危険廃屋解体撤去促進事業
2. 移住体験住宅整備事業
3. 民間賃貸住宅家賃助成事業
4. 転居費用助成事業

○農業・林業分野

5. 新規就農者等育成事業
6. 農業後継者育成奨学金支給事業
7. 農業振興融資事業
8. 農業経営基盤強化利子助成金交付事業
9. 林業担い手新規定着通用雇用支援事業
10. 民有地流動促進事業
11. 林業労働安全・機械化推進事業

○商工分野

12. 商工業等起業支援事業
13. 特產品開発支援事業
14. 奨学金返還支援事業

○建設・水道分野

15. 水洗化改造資金融資あっせん事業
16. 水洗化等改造に関する補助金事業
17. 合併処理浄化槽水洗化改造資金融資あっせん事業
18. 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付事業
19. 合併処理浄化槽設置整備事業促進補助金交付事業

○保健福祉分野

- 20. 出産・子育て応援事業
- 21. すこやか子ども医療費助成事業
- 22. 多子世帯の保育料軽減支援事業補助金交付事業
- 23. 療育支援交通費助成事業
- 24. インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業
- 25. 妊婦初回産科受診料助成
- 26. 妊産婦安心出産支援事業
- 27. 産後ケア事業
- 28. おたふくかぜワクチン接種費用助成事業
- 29. 不妊治療費等助成事業

○教育分野

- 30. 保育所・小中学校給食費助成事業
- 31. 児童生徒遠距離通学費助成事業
- 32. アスリート派遣補助金交付事業
- 33. 奨学資金貸付事業
- 34. 住民自主企画活動支援事業補助金交付事業
- 35. 町立高等学校生徒通学費助成金交付事業
- 36. 高等学校総合支援対策事業
- 37. 部活動大会参加費助成事業
- 38. 国際交流派遣事業
- 39. I C T学習環境整備事業

1. 住宅建設等促進及び危険廃屋解体撤去促進事業

制度の概要

住宅等の建設を促進するとともに、町外からの移住を推進し、定住者の拡大を目的に、住宅の新築や賃貸共同住宅の建設及び景観及び住環境の向上を図るもの。

対象者

- (1)新築、購入、建替え、中古住宅購入・・・町に住民登録のある者及び移住しようとする者
- (2)住宅リフォーム・・・町に住民登録のある者及び移住しようとするもので、自己の居住の用に供するため町内事業者を利用し実施する者
- (3)賃貸共同住宅・・・新築する個人又は法人
- (4)危険廃屋解体撤去・・・個人が所有する危険廃屋を町内事業者を利用して解体撤去をする者

支援内容

- (1)新築、購入、建替え、中古住宅購入・・・新築費、購入費又は建替費の10%以内
- (2)住宅リフォーム・・・町に住民登録のある者及び移住しようとするもので、自己の居住の用に供するため町内事業者を利用し実施する者
- (3)賃貸共同住宅・・・新築する個人又は法人
- (4)危険廃屋解体撤去・・・個人が所有する危険廃屋を町内事業者を利用して解体撤去をする者

補助の場合その額

- (1)新築、購入、建替え、中古住宅購入・・・新築費、購入費又は建替費の10%以内
(うち30万円は商工会商品券)
※新築の場合で町内事業者を利用する場合は300万円（うち100万円は商品券）
※併せて土地購入した場合は、固定資産税評価額÷0.7×取得面積×50%又は取得額×50%のいずれか低い方を加算
※町内に移住しようとする者は又は移住のため住民登録をした日から1年を経過していない者は20万円を加算（義務教育終了前の被扶養者と同居する場合は更に20万円（全額商品券））
- (2)住宅リフォーム・・・対象事業費が30万円以上の場合で対象経費の50%以内とし、50万円を上限
- (3)賃貸共同住宅・・・1LDKで床面積が51m²未満で1戸当たり60万円、2LDKで床面積が51m²以上で1戸当たり80万円、3LDKで床面積が63m²以上で1戸当たり100万円
- (4)危険廃屋解体撤去・・・建物の面積に、住宅の場合は1m²当たり5,000円、住宅以外の場合は1m²当たり3,000円を乗じたものと事業費実績額の50%以内で50万円を上限

根拠条文

- 条例：南富良野町住宅建設等促進及び危険廃屋解体撤去促進条例
- 規則：南富良野町住宅建設等促進及び危険廃屋解体撤去促進条例施行規則
- 要綱：
- 規程：

2. 移住体験住宅整備事業

制度の概要

町内へ移住を希望する方へ向け、町内の居住・生活を体験してもらうため、家具家電付きの住宅を整備するもの。

対象者

- (1) 18歳以上の方
- (2) 町外に住所を有する移住希望者
- (3) 町内に両親がおり里帰りや旅行が目的ではない方 等
- (4) 国家公務員、地方公務員でない方

支援内容

ソファ、テーブル、ベッドなど家具やテレビ、冷蔵庫、洗濯機などの家電を備え付けた住宅の貸付

○貸付料

月額 40,000円 1か月に満たない場合は日割り算出

※電気代、上下水道料、インターネット回線使用料、NHK受信料含む

※11月～4月の間は暖房使用料600円／日は別途

<減免規定>

※利用者に中学生以下の子どもがいる世帯 10分の4

※利用者にいずれかの者に30歳未満の婚姻関係にある者を含む場合10分の2

○貸付期間 7日以上1年以内

補助の場合その額

根拠条文

【お問合せ先】

企画課 企画振興係 52-2115

3. 民間賃貸住宅家賃助成事業

制度の概要

南富良野町に移住し民間賃貸住宅に居住した場合に家賃の一部を助成することで、町内で継続した居住を促すとともに、人手・担い手の確保をし地域経済の活性化を図るもの。

対象者

- (1) 申請時において満40歳未満であり、令和6年4月1日以降新たに南富良野町に転入した方で、転勤等による一時的な居住によらず、今後継続して5年以上本町に居住する意思のある方
- (2) 入居者が民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること
- (3) 世帯員に町税等の滞納がないこと
- (4) 居住行政区の町内会に入会し、地域活動に協力すること
- (5) 雇用関係にある企業又は雇用関係にある企業の役員並びに雇用主の所有する住宅ではないこと
- (6) 3親等以内の親族が所有している住宅ではないこと
- (7) 国家及び地方公務員でないこと

支援内容

月額家賃の一部を助成（四半期ごとの年4回支給）

補助の場合その額

賃貸借契約している家賃の月額（共益費、駐車場等は除く）のうち、就労先から住宅手当の支給額を控除した後の額の1/2以内で、15,000円／月を上限とし、申請月から最大60か月間支給

更に、配偶者及び高校生以下の子どもひとりにつき5,000円を上限加算措置（上限加算の限度額は10,000円）

※支給額の1/3は商工会で発行する商品券により支給

根拠条文

南富良野町定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱

4. 転居費用助成事業

制度の概要

南富良野町内への移住に伴う転居費用を助成し経済的負担を軽減することで、町内で継続した居住を促すとともに、人手・担い手の確保をし地域経済の活性化を図るもの。

対象者

- (1) 申請時において満40歳未満であり、令和6年4月1日以降新たに南富良野町に転入した方で、転勤等による一時的な居住によらず、今後継続して5年以上本町に居住する意思のある方
- (2) 世帯員に町税等の滞納がないこと
- (3) 居住行政区の町内会に入会し、地域活動に協力すること
- (4) 国家及び地方公務員でないこと

支援内容

転居費用の一部を助成

補助の場合の額

引越し業者又は運送業者に支払った転居に要する経費の1/2以内で、前住所地が道内の場合は5万円、道外の場合は10万円を上限に助成

更に、配偶者及び高校生以下の子どもひとりにつき30,000円を上限加算措置（上限加算の限度額は60,000円）

※企業等から同様の助成等がある場合は控除後の額にて算出

根拠条文

南富良野町移住促進転居費用補助金交付要綱

5. 新規就農者等育成事業

制度の概要

南富良野町において新たに農業を営もうとする者に対し必要な援助を行い、新規就農者等の育成確保を図るもの

対象者

- (1)北海道就農計画認定制度実施要領に基づき、北海道知事から就農計画の認定を受けた者
- (2)実践的農業実習を6月以上2年以内の期間行うこと
- (3)受け入れ農業者又は農業指導機関は、新規就農予定者に対し、円滑な就農に必要な生産技術や経営管理能力等を修得させること
- (4)新規就農者
 - ア 年齢は、20歳以上46歳未満であること
 - イ 経営面積が農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定に基づく2ヘクタール以上を確保できる者。ただし、施設園芸を中心とする経営にあつてはこの限りでない
 - ウ 農用地の取得又は賃貸借は、農業委員会の許可を得たものであること

支援内容

- (1)當農指導助成金 新規就農希望者 日額3,000円 8カ月以内
新規就農予定者 日額4,000円 2年以内
- (2)家賃助成金 1/2以内 月額2万円 最長3年間
- (3)農地取得補助金 取得価格の25%以内 100万円限度
- (4)農地賃貸借補助金 年間賃貸料の1/2以内 50万円限度 最長5年
- (5)固定資産税補助金 固定資産税相当額 賦課年から最長5年間
- (6)就農奨励金 就農時から2年間 年額120万円

補助の場合の額

根拠条文

- 条例：南富良野町新規就農者等育成条例
- 規則：南富良野町新規就農者等育成条例施行規則
- 要綱：
- 規程：

6. 農業後継者育成奨学金支給事業

制度の概要

農業後継者の育成対策として、高等学校、専修学校、短期大学又は大学へ進学するものに奨学金を支給し、優秀な農業後継者を育成するもの。

対象者

- (1)南富良野町で農業を営むものの子弟等で学校等へ進学するもの
- (2)将来南富良野町で農業経営の担い手になろうとするものであること
- (3)心身ともに健康で、将来農業経営者又は補助者としてふさわしい資質を有するもの

支援内容

- ・奨学金 月額5万円 最長4年間
- ・富良野緑峰高等学校農業特別専攻科に進学する場合については、学校を卒業後引き続き支給を受ける場合にあっては、月額の1/2を、奨学金を受けずに進学する場合は同額を2年間支給。

補助の場合その額

- 条例：南富良野町農業後継者育成奨学金支給条例
- 規則：南富良野町農業後継者育成奨学金支給条例施行規則
- 要綱：
- 規程：

根拠条文

7. 農業振興融資事業

制度の概要

南富良野町で農業を営む方や農業生産法人等が、農業経営の安定向上を図るため、必要な資金の貸付を行うもの。

対象者

南富良野町で農業を営む方や農業生産法人等

支援内容

南富良野町の農業振興に寄与すると認められる次の事業に対して、融資枠の範囲内で必要な資金を貸付する。（貸付種類別に限度額あり：100万円～5,000万円）
(1)優良家畜の導入事業
(2)農業経営近代化事業
(3)その他特に必要と認めた事業

補助の場合その額

- 条例：南富良野町農業振興融資条例
- 規則：南富良野町農業振興融資条例施行規則
- 要綱：
- 規程：

根拠条文

8. 農業経営基盤強化利子助成金交付事業

制度の概要

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者が借り入れる農業経営基盤強化資金の実質金利を引き下げるため、予算の範囲内で利子助成を行い、自主性と創意工夫を活かして作成された経営改善のための計画に即して効率的・安定的な経営体を目指す農業者の計画達成を支援するもの。

対象者

農業経営基盤強化資金を借り入れた認定農業者で、町長が利子助成対象者と承認した農業者

支援内容

利子助成対象経費：平成6年10月13日以降に借り入れた農業経営基盤強化資金の毎年の約定償還利額

補助の場合その額

利子助成の対象となつた貸付金の毎年12月1日（借入年は借入日）から翌年11月30日までの期間における融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞金を除く。）の総額を、年間の日数（365日）で除して得た金額とする。）に、株式会社日本政策金融公庫の貸付利率から公益財団法人農林水産長期金融協会の利子助成率を減した残りの利率以内を乗じて得た金額

根拠条文

- 条例：
- 規則：
- 要綱：
- 要領：南富良野町農業経営基盤強化利子助成金交付事業

9. 林業担い手新規定着通年雇用支援事業

制度の概要

新規に林業の担い手として参入する者を通年雇用する事業者に対し必要な支援を行うことにより、新規林業担い手参入者の育成と定着を図るもの。

対象者

- 補助対象となる新規作業員の要件 ※補助対象事業者要件は割愛
- (1) 緑の雇用事業の3箇年の研修を修了した者又は3箇年の研修を修了見込みの者で、本町の林業事業体に就労している者
 - (2) 本町の住民基本台帳に記録されている者で、かつ、生活の本拠を本町に有すること
 - (3) 町税を完納している者
 - (4) 当該年度に新規採用された者（採用時1年を経過していない者で、雇用契約の変更により、月給制等かつ通年雇用となつた者を含む）で採用時又は契約変更時の年齢が45歳以下であること。
 - (5) 月給制等により通年雇用されていること。
 - (6) 支給対象期間中、造林、素材生産等に従事する日数が、全就労日数の3分の2以上であること
 - (7) 中退共又は林退共若しくは独自の退職金制度に加入していること

支援内容

緑の雇用事業採用年度から起算して5年以内とし、最長2箇年とする。

補助の場合の額

年額108万円を限度（事業者に交付）

根拠条文

- 条例：南富良野町林業担い手新規定着通年雇用支援条例
- 規則：南富良野町林業担い手新規定着通年雇用支援条例施行規則
- 要綱：
- 規程：

10. 民有林地流動促進事業

制度の概要

南富良野町森林整備計画に基づき、町内民有林の木材生産のほか、国土の保全、水資源のかん養など自然環境保全等の公益的機能の最大限発揮に寄与するため、未整備森林の解消と森林所有者の経営意欲の向上、違法伐採の防止に資するため、民有林地の取得に必要な資金を借入れた場合、その者に係る利子補給をなし、適切な森林整備の推進を図るもの。

対象者

下記の条件を満たすものを対象者とする。

- (1) 南富良野町森林組合員及び森林組合員になる予定である者
- (2) 町内に居住し、町税を完納している者

支援内容

南富良野町森林組合の斡旋を受けて民有林地を取得した対象者が、取得に際して町長が指定する金融機関（旭川信用金庫富良野支店）から必要な資金を借り入れた場合、その利子補給を実施する。ただし、下記の条件を満たすものとする。

- (1) 貸付金の額が年1件につき500万円以内のものであること
- (2) 償還期限が5年以内のものであること。

補助の場合の額

利子の全額（ただし利子補給率は町長が指定する金融機関が定める年率とする）

根拠条文

- 条例：南富良野町民有林地流動促進条例
- 規則：南富良野町民有林地流動促進情勢施行規則
- 要綱：
- 規程：

11. 林業労働安全・機械化推進事業

制度の概要

林業従事者の安全かつ効率的な労働環境を整備しようとする事業者に対し必要な支援を行うことで、林業労働災害の抑制及び林業従事者の安全意識の向上並びに森林作業の軽労化・省力化を通じ、林業従事者の定着及び本町における森林整備の更なる促進を図ることを目的として補助金を交付するもの。

対象者

林業を営み本町の住民基本台帳に登録されている個人及び町内に事務所及び事業所を有する法人

支援内容

- (1) 労働安全装備品等の購入
- (2) 林業機械等の購入
- (3) 林業機械等の12カ月以内のリース。ただし稼働日数の2分の1以上を本町内の森林で作業したものに限る

補助の場合の額

事業に要する経費の2分の1以内。ただし、(2)の事業については上限額を1千万円とする。

根拠条文

- 条例 :
- 規則 :
- 要綱 : 南富良野町林業労働安全・機械化推進事業補助金交付要綱
- 規程 :

12. 商工業等起業支援事業

制度の概要

町内で新たに起業しようとする者や既に事業を営んでいる者が新たな分野の事業を行うとする場合（事業拡大）に対し、その起業や拡大に伴う経費の一部を支援するもの。

対象者

- (1)起業～本町において、新たに商工業等を営もうとする個人又は法人
- (2)事業拡大～既に事業を営む商工業者が日本標準産業分類の大分類で異なる事業を新たに行う者
- (3)事業者又はその事業所の代表となる者が町内に居住し、連續して3年以上の事業継続が見込まれること
- (4)南富良野町商工会の会員となること
- (5)町税等の滞納及び遅延がないこと
- (6)連帯保証人を設定していること

支援内容

- (1)営業施設の新築及び増築並びに購入に係る費用
- (2)営業施設に必要な備品購入に係る費用
- (3)営業施設と一体となる設備の導入費用
- (4)事業に直接必要な車両及び備品購入費用
- (5)その他、町長が特に必要と認めたもの

補助の場合の額

- (1)各事業の助成率及び上限額
 - ア 起業～事業に要した費用の2分の1以内とし、200万円を限度
 - イ 事業拡大～事業に要した費用の3分の1以内とし、200万円を限度
- (2)助成金の額は、1万円未満を切り捨てる。

備考

- ・助成金の交付は、起業、事業拡大とともに1事業者1回限りとする
- ・経営権並びに前条各号に掲げる設備等について、他の者から継承しようとする場合は助成の対象外

根拠条文

- 条例：南富良野町商工業等起業支援条例
- 規則：南富良野町商工業等起業支援条例施行規則
- 要綱：
- 規程：

13. 特産品開発支援事業

制度の概要

南富良野町の素材（農畜林産物等）を利用した商品を販売するための調査研究・製造・販路拡大等に要する経費の一部を支援するもの。

対象者

南富良野町に住民票を有する個人若しくは団体（事業者）

支援内容

- (1)特產品及びそのデザインの開発並びに改良に要する経費
消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、会議費、会場借上料
- (2)特產品の生産、流通及び販路開拓に関する調査に要する経費
原材料費、機械器具及び工具購入費、コンサルタント料、成分分析及び品質検査にかかる費用等
- (3)販売に要する費用等
容器・ラベル・パッケージ作成費、チラシ・パンフレット作成に要する費用
- (4)販路拡大に要する費用
販路拡大のために要した旅費及び消耗品費等の事務費、広告宣伝費に要する費用
- (5)その他町長が特に必要と認める費用

補助の場合の額

対象経費の総額の2分の1以内 上限額100万円（千円未満切捨て）

備考

- ・1商品について1回まで、同一者2商品まで
- ・同一者が2商品目の助成を希望する場合は先の商品が市場等での販売実績後とする

根拠条文

- 条例：
- 規則：
- 要綱：南富良野町特産品開発支援事業助成金交付要綱
- 規程：

14. 奨学金返還支援事業

制度の概要

若年層の町内流入の促進と定着、町外流出の抑制を図り、奨学金返還金の一部を支援し経済的負担を軽減するもの。

対象者

- 全て該当
- ・令和6年4月1日以降、新たに町で働くこととなった方
 - ・町民の方
 - ・大学等の卒業者で、且つ就労開始日における年齢が35歳未満である方
 - ・町税等及び奨学金の償還に滞納がない方
 - ・奨学金の償還に対する他からの助成を受けていない方
- い
ず
れ
か
- 対象外
- ・町内事業所等に就業し、被雇用保険者である方
 - ・個人で事業を営む方、または事業専従者である方
- ・国家公務員、地方公務員、事業所等の役員でない方
 - ・転勤など、将来にわたり町内で勤務しないことが見込まれる方

支援内容

奨学金返還に要する費用の一部を助成

補助の場合の額

20,000円／月 最大120か月間
(地元南富良野高等学校卒業生は40,000円／月 最大60か月間との選択が可能)

年度末に実績報告書を提出後、年1回の支給

根拠条文

南富良野町奨学金返還支援実施要綱

15. 水洗化改造資金融資あっせん事業

制度の概要

公共下水道処理区域内に建物を有する者の既設の便所等を水洗化に改造するため及び排水設備を設置するために要する資金について、水洗化の普及を図ることを目的に支援（貸付）するもの。

対象者

- (1) 住宅の所有者又は、改造について所有者の同意を得た者であること
- (2) 確実な連帯保証人があること
- (3) 融資を受けた資金の償還が確実にされると認められること
- (4) 町税を完納していること。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない

支援内容

便所を水洗式に改造して、公共下水道に接続するための工事及び汚水を公共下水道に流入させるために既設の排水管等を整備改造する工事の費用のうち、別途補助金を差し引いた額を、無利子で貸し付けるもの。（限度額100万円、1万円未満端数切り捨て）

補助の場合の額

備考 償還方法は交付のあった翌月から月賦払い60ヵ月以内

根拠条文

- 条例：水洗化改造資金融資あっせん条例
- 規則：水洗化改造資金融資あっせん条例施行規則
- 要綱：
- 規程：

16. 水洗化等改造に関する補助金事業

制度の概要

指定される処理区域において、便所を水洗式に改造若しくは既設の排水設備を整備、改造しようとする方に対して、補助金を交付するもの。

対象者

指定される処理区域等に居住し、便所を水洗式に改造して、公共下水道に接続するための工事及び汚水を公共下水道に流入させるために既設の排水管等を整備改造する工事を行う、町税及び公共下水道受益者分担金を滞納していない方。

支援内容

指定される処理区域等に居住する方に対して、便所を水洗式に改造して、公共下水道に接続するための工事及び汚水を公共下水道に流入させるために既設の排水管等を整備改造する工事を行う場合のその費用の1部を補助。

補助の場合の額

- (1) 水洗化改造工事に係る補助金は、便所 1 基（大便器 1 個と小便器 1 個又は大小兼用便器 1 個をいう。）と併せて排水設備改造工事を行うものにつき、次に定める額
- ア 処理開始の日から 1 年以内に工事を行つた者 1 基につき 90,000 円
ただし、水洗化改造工事のみの場合 1 基につき 60,000 円
- イ 処理開始の日から 1 年を超えて 2 年以内に工事を行つた者 1 基につき 60,000 円
ただし、水洗化改造工事のみの場合 1 基につき 40,000 円
- ウ 処理開始の日から 2 年を超えて 3 年以内に工事を行つた者 1 基につき 40,000 円
ただし、水洗化改造工事のみの場合 1 基につき 20,000 円
- エ 処理開始の日から 3 年を超えて工事を行つた者 1 戸につき 30,000 円
ただし、水洗化改造工事のみの場合 1 戸につき 10,000 円
- オ 便所 2 基以上は 1 基につき 20,000 円を加算する。
ただし、処理開始の日から 3 年以内の工事に限る。
- (2) 排水設備のみ工事に係る補助金の額は、1 戸 1 件として
- ア 処理開始の日から 1 年以内に工事を行つた者につき 30,000 円
- イ 処理開始の日から 1 年を超えて工事を行つた者 10,000 円
- (3) 既設のし尿浄化槽を廃止し、排水設備工事に係る補助金の額は、
- ア 処理開始の日から 1 年以内に工事を行つた者 1 戸につき 50,000 円
- イ 処理開始の日から 1 年を超えて 2 年以内に工事を行つた者 1 戸につき 40,000 円
- ウ 処理開始の日から 2 年を超えて 3 年以内に工事を行つた者 1 戸につき 30,000 円
- エ 処理開始の日から 3 年を超えて工事を行つた者 1 戸につき 20,000 円

根拠条文

- 条例：南富良野町水洗化等改造に関する補助金条例
○規則：南富良野町水洗化等改造に関する補助金条例施行規則
○要綱：
○規程：

17. 合併処理浄化槽水洗化改造資金融資あっせん事業

制度の概要

公共下水道処理区域以外で、し尿及び生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の改善及び自然環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与するための浄化槽設置工事及び水洗便所改造工事並びに排水設備等改造工事を行うために必要とする資金について、融資のあっせんを行うもの。

対象者

- (1) 住宅の所有者又は、改造について所有者の同意を得た者であること
- (2) 確実な連帯保証人があること
- (3) 融資を受けた資金の償還が確実にされると認められること
- (4) 町税を完納していること。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない

支援内容

浄化槽設置工事、既設の便所を水洗式に改造するための工事、既設の排水設備等を改造して合併処理浄化槽に接続するための工事、合併処理浄化槽本体から放流先までの工事の費用のうち、別途補助金を差し引いた額を、無利子で貸し付け。

補助の場合の額

限度額 100万円、1万円未満端数切り捨て

備考 償還方法は交付のあった翌月から月賦払い60ヵ月以内

根拠条文

- 条例 :
- 規則 :
- 要綱 : 南富良野町合併浄化槽水洗化改造資金融資あっせんに関する要綱
- 規程 :

18. 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付事業

制度の概要

合併処理浄化槽を設置しようとする方に対して補助金を交付するもの。

対象者

- (1) 補助対象区域内において、専用住宅等から排出されるし尿及び家庭用生活雑排水を処理するために設置する浄化槽であること
- (2) 浄化槽法第13条に基づく認可を受けた浄化槽であること
- (3) その他町長が目的を達成するための条件を具備し、特に必要と認める者

支援内容

合併処理浄化槽を設置しようとする方に対して補助金を交付

補助の場合の額

合併処理浄化槽の設置に要する費用のうち次に定める額。（下記の額に満たない場合はその額を限度額とする）

5人槽	853,000円	6人槽	1,036,000円	7人槽	1,036,000円
8人槽	1,443,000円	9人槽	1,443,000円	10人槽	1,443,000円
11人槽	2,191,000円	12人槽	2,191,000円	13人槽	2,191,000円
14人槽	2,191,000円	15人槽	2,191,000円		

根拠条文

- 条例：
- 規則：
- 要綱：南富良野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
- 規程：

19. 合併処理浄化槽設置整備事業促進補助金交付事業

制度の概要

既設の便所の水洗化工事及び排水設備を改造しようとする方及び合併処理浄化槽を管理している方に対し、補助金を交付し合併処理浄化槽の設置の普及促進を図るもの。

対象者

- (1)既設の便所を水洗式に改造して合併処理浄化槽に接続するための工事及び既設の排水設備を改造して合併処理浄化槽に接続するための工事で南富良野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で定める施工基準により施行されるもの
 - (2)浄化槽法に定める維持管理(保守点検)、清掃を委託契約し並びに法定検査を文書により依頼し、これを定められた時に行う者
 - (3)排水設備のうち合併処理浄化槽本体から放流先までの配管工事を行う者
- (1)～(3)に該当し、町税等、町に対する納入金に滞納のない方(新築家屋は対象外)

支援内容

既設の便所を水洗化及び排水設備を改造する工事を行い、浄化槽法に定められた維持管理、法定検査等を行う者、また、排水設備のうち合併処理浄化槽本体から放流先までの配管工事を行う者に対し、下記の額を補助。

補助の場合の額

- (1)排水設備とトイレの水洗化等改造工事を行った場合は、便所1基につき90,000円
(2基以上は1基につき20,000円を加算する。)
- (2)既設単独浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽を新設して排水設備工事を行った場合は、50,000円
- (3)設置後5年間に限り、浄化槽の保守点検及び法定検査費用等に対して50%
(30,000円を限度)
- (4)設置後6年目から、浄化槽の保守点検及び法定検査費用等に対し50% (25,000円を限度)
- (5)放流管工事を行った場合(浄化槽設置を行った全ての方)は、30,000円

根拠条文

- 条例 :
- 規則 :
- 要綱 : 南富良野町合併処理浄化槽設置整備事業促進補助金交付要綱
- 規程 :

20. 出産・子育て応援事業

制度の概要

妊娠・出産等に要する経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産みすこやかに育てることができる環境を整えるとともに、次代を担う子どもの誕生を祝福するもの。

対象者

①妊娠届を提出した者
②出産した者又は当該子を養育する者
※①②とも届け出時点において6ヶ月以上引き続き支給対象者若しくは配偶者が本町の住民基本台帳に登録されている者

支援内容

①妊娠届出につき10万円
②出産1人につき10万円

補助の場合の額

根拠条文

○条例：
○規則：南富良野町出産子育て応援支援金の助成交付に関する規則
○要綱：
○規程：

21. すこやか子ども医療費助成事業

制度の概要

保護者に対して、子どもの医療費を助成するもの。

対象者

医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ本町の区域内に住所を有する世帯に属する子ども（満22歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者で、かつ義務教育修了後にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校及び大学等若しくは修学年限が1年以上の学校等に進学している者）。

支援内容

子どもにかかる医療費から、食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を保護者に対して助成。

補助の場合その額

子どもにかかる医療費から、食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額。

根拠条文

- 条例：南富良野町すこやか子ども医療費の助成に関する条例
- 規則：南富良野町すこやか子ども医療費の助成に関する条例施行規則
- 要綱：
- 規程：

22. 多子世帯の保育料軽減支援事業補助金交付事業

制度の概要

保育所を利用する第2子以降の3歳未満児の世帯に対し保育料軽減支援として無償化するもの。

対象者

該当児童が第2子以降の3歳未満児であり、市町村民税所得割合算額が169,000円未満の世帯であること。

支援内容

該当児童の保育料の全額相当額を無償化。

補助の場合の額

- 条例 :
- 規則 :
- 要綱 : 南富良野町多子世帯保育料軽減事業実施要綱
- 規程 :

23. 療育支援交通費助成事業

制度の概要

児童の療育支援と通院・通園に伴う経済的負担の軽減をするもの。

対象者

本町の住民基本台帳に登録されている者で、18歳到達後最初の3月31日までの児童並びに通院・通園に同行する介護者であり、市町村民税が非課税世帯の者。

支援内容

通院・通園に要する交通費の2分の1を助成し、交通費の算定は、自宅の最寄り駅から通院する病院等の最寄駅までのバス料金となります。（※車を利用した場合でもバス料金で算定。また、小学校入学前の児童が通院・通園する場合は、介護者のみの助成となる。）

補助の場合の額

○規則：療育支援交通費助成金交付規則

根拠条文

24. インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業

制度の概要

インフルエンザによる重症化の防止及び蔓延を防ぐとともに、高校生以下にあつては、保護者の予防接種にかかる経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を提供することを目的とし助成するもの。

対象者

満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

支援内容

助成の対象となる経費は、接種費として対象者又はその保護者が医療機関に支払う費用とし、助成の対象となる費用は医療機関が定めた額とする。

補助の場合の額

南富良野町インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業実施要綱

根拠条文

25. 妊婦初回産科受診料助成

制度の概要

妊娠判定のために初めて産科医療機関を受診し妊娠が判明した方へ、受診料のうち妊娠判定にかかる項目について、全額助成するもの。

対象者

- ・妊娠判定のために初めて産科医療機関を受診し、妊娠が判明した方。
- ・初回受信時に南富良野町に住民登録している方。
- ・以下に同意する方
 - ア 所得の状況を把握するため、対象者世帯の課税状況を確認すること。
 - イ 医療機関と南富良野町が必要に応じて対象者に対する支援に必要な情報を

支援内容

受診料は妊娠判定にかかる項目を全額助成。交通費は基準額を助成

補助の場合の額

南富良野町妊婦初回産科受診料助成事業実施要綱

根拠条文

26. 妊産婦安心出産支援事業

制度の概要

妊娠健診、産婦健診で町外の産科医療機関等へ通院する際の交通費と出産準備（出産）で通院する際の交通費と宿泊費を助成するもの。

対象者

- ・南富良野町に住民登録し、居住している方。
- ・住民登録のある自宅から産科医療機関等に通院し、妊娠一般健康診査、産婦健康診査、または出産した方。
- ・南富良野町妊娠支援プランに沿って、妊娠一般健康診査、産婦健康診査を受けている方。

※以下の場合は対象外

妊娠婦が里帰りした場合
入院中に各健康診査を受けた場合
救急車で搬送された場合
対象者及び配偶者が町税等滞納している場合

支援内容

宿泊費：宿泊施設（ホテル等）に宿泊した場合、1泊につき5,000円

交通費：通院に要した往復相当額（基準額）

※健康診査の交通費は産前14回、産後2回を限度

※出産準備の交通費は1回、宿泊費は5泊を限度とする。

補助の場合の額

根拠条文

南富良野町妊娠婦安心出産支援事業実施要綱

27. 産後ケア事業

制度の概要

南富良野町産後ケア事業は、産後において家族等の支援が十分に受けられず、心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児のサポート等を行うことにより、安心して育児ができるよう支援することを目的とするもの。

対象者

南富良野町に住民登録がある産後6か月未満の赤ちゃんとそのお母さん
※ご家族等から家事や育児等の支援が受けられない方
※心身の不調または育児でお困りごとや心配なことがある方 など

支援内容

指定医療機関（富良野協会病院）にて、産後のお母さんがゆっくり体を休めたり、助産師による授乳指導や育児相談が受けられます。

日帰り型、宿泊型合わせて合計7日間利用可能。

補助の場合の額

利用料金は日帰り型・宿泊型両方とも無料

根拠条文

南富良野町妊産婦安心出産支援事業実施要綱

28. おたふくかぜワクチン接種費用助成事業

制度の概要

重症化の防止及び蔓延を防ぐとともに保護者の予防接種にかかる経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を提供することを目的とし助成するもの。

対象者

1歳から就学前のお子さん

支援内容

指定医療機関で接種した接種費用を全額助成

補助の場合その額

南富良野町おたふくかぜワクチン接種事業実施要綱

根拠条文

29. 不妊治療費等助成事業

制度の概要

不妊治療を受けている夫婦に対し、その治療に要する交通費および医療保険適用外の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

対象者

以下のいずれにも該当する方

- ・婚姻している夫婦
- ・医師から不妊症と診断している方
- ・治療期間及び申請日に夫婦いずれもが南富良野町に住民登録を有し、かつ引き続き居住している。

支援内容

治療費：保険適用外の治療に要した費用に係る本人負担額に4分の3を乗じた額（千円未満切り捨て）

交通費：自宅から医療機関までの片道距離に応じた交通費基準額

※助成対象となる交通費は保険適用の不妊治療と保険適用外の先進医療を併用した治療に要する交通費

補助の場合の額

根拠条文

南富良野町不妊治療費助成事業実施要綱
南富良野町不妊治療交通費助成事業実施要綱

30. 保育所・小中学校給食費助成事業

制度の概要

保育所：3歳以上の保育所入所児の保護者に対して、給食費を助成するもの。

小中学校：町内全児童生徒の保護者に対して、学校給食費助成金を交付するもの。

対象者

保育所：町内に住所を有する南富良野町立保育所に入所している児童の保護者（児童に対して親権を行う者（未成年後継人、又は現に監護を行う者））

小中学校：南富良野町立小学校又は中学校に就学している児童生徒の保護者（児童生徒に対して親権を行う者（未成年後継人、又は現に監護を行う者））

支援内容

保育所：保育所入所当初に申請を受け、決定後に毎月の給食費に対して全額助成

小中学校：毎月の給食費に対して全額助成 ※一部国の補助制度等も適用

補助の場合の額

保育所：給食費の全額

小中学校：給食費の全額 ※一部国の補助制度等も適用

根拠条文

○条例：

○規則：南富良野町学校給食費助成金交付規則

○要綱：南富良野町立保育所給食費助成金交付要綱

○規程：

【お問合せ先】 保健福祉課 すこやかこども室 52-2211
教育委員会 学校教育係 52-2145

3 1. 児童生徒遠距離通学費助成事業

制度の概要

町立小中学校に通学する児童生徒の者で遠距離から通学する者に対して予算の範囲内で通学費用を助成するもの。

対象者

- (1) 町立小中学校に通学する児童生徒
- (2) 遠距離通学者で自宅から学校までの通学距離が3km以上の者

支援内容

通学距離の測定は自宅から学校までの距離とし、スクールバス利用の者は、スクールバス停留所までの距離とする。

補助の場合の額

片道100円×2(往復分) ×25日×10か月 50,000円(条例第5条)

根拠条文

- 条例：南富良野町スクールバスの設置及び管理に関する条例
- 規則：南富良野町児童生徒遠距離通学費助成金交付規則
- 要綱：
- 規程：

32. アスリート派遣補助金交付事業

制度の概要

町内在住の小・中学生及び高等学校に在学している児童・生徒が各種スポーツの全道・全国・国際大会等に出場する際に、経費の一部を補助するもの。

対象者

南富良野町に住所を有するものであって、大会要領などの規程等に基づき当該大会等に参加する選手及び監督又はコーチ。

(交付対象大会等)

各種国際競技連盟及びこれに類する組織に加盟する国際競技団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体及び組織若しくは国・道の機関が主催し、又は共催する次の各号のいずれかに該当する大会等。

- (1) 全道大会 大会予選（参加標準記録を満たした者）又はランキングにより出場権を得て出場する大会
- (2) 全国大会 全道大会等で出場権を得て出場する大会
- (3) 国際大会 北海道又は日本の選抜・指定強化選手として出場する大会
- (4) 選手強化事業 北海道又は日本の選抜・指定強化選手として参加する強化合宿等

支援内容

補助対象経費：大会参加費、交通費、宿泊費、車両借上料、高速道路料金、駐車料金、旅行損害保険料 等

補助の場合の額

補助率は対象経費の10分の8以内

根拠条文

○条例：

○規則：

○要綱：

○規程：南富良野町アスリート派遣補助金交付規程

3 3. 奨学資金貸付事業

制度の概要

町内の優秀な生徒、学生で経済的理由により就学困難な者に対し、学資金を貸付けるもの。

対象者

- (1) 町内の子弟であつて、親権者若しくはこれに代るべき者が本町に住所を有する者であること
- (2) 成績優秀、素行善良にして学校長の推選する者であること
- (3) 経済的理由により修学困難な者であること

支援内容

学資金の貸付け

補助の場合の額

- (1) 高等学校生徒 在学期間中 月額 25,000円以内
- (2) 専門・専修学校生 在学期間中 月額 50,000円以内
- (3) 短期大学生 在学期間中 月額 50,000円以内
- (4) 大学生 在学期間中 月額 50,000円以内

備考

償還方法：5年以内の年賦償還、又は、一括償還（据置期間1年）

根拠条文

- 条例：南富良野町奨学資金貸付条例
- 規則：南富良野町奨学資金貸付条例施行規則
- 要綱：
- 規程：

3 4. 住民自主企画活動支援事業補助金交付事業

制度の概要

住民（個人・団体）が自ら講演会、ワークショップ、学習会、発表会、展示会、各種大会等を企画または参加し、さらには本町のPRに繋がる物品製作など、生涯学習の機会を通じて地域力向上に資する事業に対し、予算の範囲内において補助することにより、今日的課題の解消及び個人・団体の活動の促進、向上を図ることを目的とします。

対象者

補助金を受けることができる者は、次のとおりとします。

- (1) 町内に居住する個人又は団体であること。
- (2) 補助を受けなければ、事業の実施が困難であること。

支援内容

補助の対象となる事業は、次のとおりとします。

- (1) 町民を対象とした生涯学習活動に関連する講演会、ワークショップ、学習会事業
- (2) 地域力向上、文化振興に繋がる事業
- (3) 町のPRに繋がる事業（物品製作も含む）
- (4) その他教育長が適当と認める事業

補助の場合その額

補助する金額は、事業につき定める額とする。

- ・講師謝礼金
- ・交通費
- ・宿泊費
- ・事業消耗品
- ・使用料

補助金の上限額は、1事業につき30千円とします。

但し、一般参加型の事業で50人以上または、地域振興に繋がることが十分に見込まれる事業を対象として実施されるものについては、特別事業加算として20千円を加算することができます。

根拠条文

○条例：

○規則：

○要綱：住民自主企画活動支援事業補助金交付要綱

○規程：

35. 町立高等学校生徒通学費助成金交付事業

制度の概要

町立高等学校に通学する生徒で交通機関を利用し通学する者に対して、予算の範囲内で通学費用を助成するもの。

対象者

- (1) 南富良野町立高等学校に通学する生徒
- (2) 交通機関利用通学者
 - ア 北海道旅客鉄道株式会社の列車を利用し通学する者
 - イ ふらのバス株式会社のバスを利用し通学する者
 - ウ 占冠村村営バスを利用し通学する者

支援内容

北海道旅客鉄道株式会社の列車及びふらのバス株式会社のバス利用者並びに占冠村営バス利用者の定期券購入者にあって定期運賃を基準とし、購入費の全額を助成。

補助の場合の額

北海道旅客鉄道株式会社の列車及びふらのバス株式会社のバス利用者並びに占冠村営バス利用者の定期券購入者にあって定期運賃を基準とし、購入費の全額。

根拠条文

- 条例 :
- 規則 : 南富良野町立高等学校生徒通学費助成金交付規則
- 要綱 :
- 規程 :

36. 高等学校総合支援対策事業

制度の概要

南富良野町立高等学校の生徒確保及び保護者の経済的負担並びに特色ある教育活動を支援するもの。内容は以下のとおり。

- (1)教科書購入費補助事業
- (2)制服等購入費補助事業
- (3)介護職員初任者研修受講料助成事業
- (4)各種資格取得検定料等助成事業
- (5)下宿家賃等助成事業
- (6)オープンキャンパス参加助成事業
- (7)学校給食費助成事業

対象者

- (1)南富良野高等学校に在籍する生徒
- (2)南富良野中学校を卒業し南富良野高等学校へ新入学する生徒
- (3)介護職員初任者研修を受講する生徒
- (4)学校が定める検定に合格した生徒。ただし、初回受検に限り全生徒。また、学校が定める模擬試験を受検した生徒
- (5)遠方より通学が困難で、町内の下宿、アパート等から通学する生徒
- (6)大学、専門学校等のオープンキャンパスに参加する生徒
- (7)学校給食を希望する生徒

支援内容

- (1)入学時及び進級時の教科書（準教科書を含む）購入費の全額を補助
- (2)制服（基本一式）購入費及び指定ジャージ等購入費の全額を補助
- (3)介護職員初任者研修受講料の全額
- (4)学校が定める検定の受験料及び模擬試験受験料
- (5)下宿等の部屋代、食費等の一部を助成
- (6)オープンキャンパス参加に要する交通費、宿泊費等を学校種に応じ助成
（在学中1人2回まで）
- (7)給食費の半額を助成

補助の場合の額

- (1)1～3年合計で約46,000円を補助（例：文系大学進学コース）
- (2)約90,000円を補助
- (3)受講費総額 約70,000円を助成
- (4)各種資格取得検定料 例）漢検2級、英検2級、数検2級 約18,800円
大学進学模擬受験料 例）ベネッセ総合学力テストを3年間で13回受検 約42,350円
- (5)部屋代等月額25,000円、食費等月額20,000円、合計45,000円を限度に助成
- (6)国公立大学は参加経費の80%以内、私立大学は60%以内、専門学校は50%以内
例）東京の国公立大学のオープンキャンパスに2泊で参加する費用、約113,000円
に対し、約90,000円を助成
- (7)給食1食あたり310円のうち半額の155円を助成

備考

- ・(1)～(3)は委任状の提出により納入業者へ直接の支払い
- ・(5)は下宿の最低限必要な家電製品、家具等を貸与、Wi-Fi環境も完備

根拠条文

- 条例：
- 規則：
- 要綱：南富良野町立高等学校総合支援対策事業実施要綱
- 規程：

37. 部活動大会参加費助成事業

制度の概要

南富良野町立高等学校の生徒確保及び保護者の経済的負担並びに特色ある教育活動を支援するもの。

対象者

部活動で全道大会、全国大会に参加する生徒。

支援内容

全道大会、全国大会参加等に係る費用を助成。

補助の場合その額

- 条例：
- 規則：
- 要綱：
- 規程：

38. 国際交流派遣事業

制度の概要

南富良野町立高等学校の生徒確保及び保護者の経済的負担並びに特色ある教育活動を支援するもの。

対象者

国際交流派遣対象生徒（年2人～3人）。

支援内容

国際交流派遣（約10日間）に係る主要な費用を補助。

補助の場合の額

1人約580,000円

根拠条文

- 条例：
- 規則：
- 要綱：
- 規程：

39. ICT学習環境整備事業

制度の概要

南富良野町立高等学校の生徒確保及び保護者の経済的負担並びに特色ある教育活動を支援するもの。

対象者

南富良野高等学校全生徒

支援内容

(1)在学中、学校・家庭で使用できる i Pad (付属品含む) を1人に1台貸与
(2)e-ラーニング教材の利用料及び学習アプリケーションの利用料を全額負担

補助の場合の額

根拠条文

- 条例：
- 規則：
- 要綱：
- 規程：

＜役場所在地＞

〒079-2402

北海道空知郡南富良野町字幾寅 8 6 7 番地

電話 0167-52-2112

FAX 0167-52-2922・0167-52-2225

＜各課電話番号＞

・総務課（総務係、財政係、職員法制係）

52-2112

・総務課（戸籍年金係） 52-2144

・総務課（税務係） 52-2101

・企画課（まちづくりプロジェクト推進室含む） 52-2115

・産業課 52-2178

・建設課 52-2179

・保健福祉課（すこやかこども室含む） 52-2211

・幾寅保育所（子育て支援センター） 52-2315

・金山保育所 54-2637

・会計課 52-2103

・教育委員会 52-2145

・高等学校 52-2022

・議会事務局 52-2114